平成２２年（フ）第９１１号
埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目19番２号、住民票上の住所埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目２番105号
債務者　新垣　信孝
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９１２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目19番２号、住民票上の住所埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目２番105号
債務者　新垣　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４４号
埼玉県所沢市林３丁目580番地の57　サニーヒル１―205
債務者　大友美奈子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０９号
埼玉県狭山市狭山台３丁目25番地　４―４―516
債務者　村元ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１４０号
埼玉県入間市大字下藤沢271番地７
債務者　星野　英介
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１４９号
埼玉県狭山市入間川771番地の２
債務者　小林　竜介
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５６号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目32番地５　メゾンタナカ101
債務者　牧田　和明
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６１号
埼玉県富士見市渡戸２丁目16番19号
債務者　小茂田　誠
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６２号
埼玉県所沢市大字山口752番地の６
債務者　秋山　哲朗
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６３号
埼玉県狭山市新狭山２丁目19番地の33
債務者　山下久美子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６号
新潟県佐渡市徳和647番地１　佐渡市営住宅小熊団地Ｂ棟６号室
債務者　海老名　巌
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第７号
新潟県佐渡市原黒661番地２　椎崎ハイツ１号棟３号室、外国人登録原票上の住所新潟県佐渡市両津夷210番地３
債務者　洪竹雄こと　三井　竹雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第８号
新潟県佐渡市両津夷194番地
債務者　吉田　盛之
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第３０号
名古屋市守山区大字下志段味字風越2006番地サニーコートＫＡＺＡＫＯＥ102号、申立時の住所岐阜県瑞浪市宮前町１丁目３番地の３
債務者　梶田　幸治
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４０号
岐阜県多治見市幸町５丁目10番地の19
債務者　水野　政行
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第７４号
静岡県伊豆市本立野354番地の２
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３２号
大阪府松原市北新町２丁目５番48号
債務者　中原　恵美（旧姓﨑濱）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで大阪地方裁判所堺支部破産係